

## ◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成二八年一二月二日法律第九三号)(衆)

### 一、提案理由(平成二八年一一月一七日・衆議院本会議)

○竹本直一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……………(略)……………

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象としようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。

本案は、十一月十五日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本案に関し、不在者投票における投票環境の向上等に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

### ○決議(平成二八年一一月一五日)

本委員会は、公職選挙法の一部を改正する法律案を提出することに決した。

本案は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を不在者投票である洋上投票制度の対象とするものである。

不在者投票については、確実な本人確認の実施などにより制度の安定性を担保しつつ簡便化を図る等、有権者が投票しやすい投票環境の向上を図るとともに、更なる充実した不在者投票制度の広報及び周知の在り方について速やかに検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

右、決議する。

### 二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成二八年一一月二八日)

○有田芳生君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三号)は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、閣法第七号の法律案について高市早苗総務大臣から、衆第三号の法律案について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長竹本直一君から、それぞれ趣旨説明を聴取した後、在外投票

及び洋上投票を更に使いやすくするための方策、ICTを活用した投票環境向上の可能性、公平な投票機会の確保に向けた不在者投票等の取組等について質疑が行われました。

質疑を終局し、両法律案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。